

Ⅲ 学校教育

1 学校教育の推進

(1) 教育実践の活動

ア 学校教育の重点指導項目

- (ア)人としての多様なありかたや生き方を考える教育を推進し、かけがえのない自己の健康と命の大切さを実感し、自他の個性や生き方を認め、夢や希望をもって明るく元気に生きる力としなやかで折れない心を育てる。
- (イ)個別最適な学びと協働的な学び（学び合い）の往還を意識した「主体的・対話的で深い学び」を通して、生涯にわたって自ら学び続ける力を育てる。
- (ウ)一人一人を大切に、家庭や地域社会、関係機関等と連携・協働しながら、きめ細やかで適切な指導・支援を行い、自己の可能性を伸ばす力を育てる。

イ 具体的な指導事項

(ア)学校経営

- a 児童生徒一人一人に居場所があり、一人一人を大切にする学校づくりをすすめる。
- b 学校教育目標の実現に向けて、全教職員の共通理解と協働体制を確立し、学習者主体の視点を意識しながら、情熱と活力と創意によって指導の充実を図る。
- c 児童生徒の実態や保護者・地域の願いをふまえた、社会に開かれた特色ある教育課程を編成する。児童生徒がどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるかを明確にしながら、その実現を図る。
- d 責任体制を明確にし、各校のグランドデザインに基づき、個々の業務の効率化を図りながら、具体的活動を通して職責が遂行できるように努める。
- e 学校生活全般にわたる安全点検を常時行い、施設・設備の整備に努めるとともに、防犯・防災体制の充実と安全意識の高揚を図る。
- f 教育におけるICT化に対応し、情報の収集・活用に努めるとともに、個人情報の保護及び情報公開制度の趣旨を正しく受け止め、情報及び機器の管理の徹底を図る。
- g 幼保小や小中間の連携を図り、継続した支援ができる体制づくりの充実にも努める。
- h 学校経営に対する説明責任を自覚して、適切な情報提供や情報発信に努めるとともに、学校評価（自己評価・学校関係者評価）を充実させ、教育活動の改善を図る。
- i 児童生徒や保護者、地域からの期待に応え、教職員が信頼されるように努める。

(イ)教科・学習指導

- a 発達段階に応じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。
- b 指導目的を明確にし、主体的・対話的で深い学びを生み出す指導内容や指導方法・指導時間の工夫改善に努める。
- c SDGsとの関連も含めた体験学習や問題解決学習を重視し、自ら学び、自ら考える力の育成に努める。
- d 各教科の特質に応じた言語活動の充実にも努めるとともに、学び合いにより自分の考えをまとめたり、話したりする活動を取り入れるなどの学習活動の充実を図る。
- e 学習指導要領に則した指導、指導と評価の一体化及び「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を明確にした授業づくりを研究し、その実践に努める。
- f 児童生徒一人一人の理解の状況や習熟の程度などに応じたきめ細やかな指導の充実を図るとともに、家庭と連携して学習習慣の確立に努める。
- g 学習の中で自他の存在や生き方を認めたり、認められたりする喜びを味わわせるなど、学習指導と生徒指導の一体化を図る。

(ウ)道徳教育・特別の教科道徳

- a 命を大切に、人を思いやる心を育むため、人間尊重の基盤に立った道徳教育を展開

し、心のふれあいや豊かな体験活動の充実を図る。

- b 道徳教育推進教師が中心となり、道徳教育の全体計画及び別葉を作成し、全教師が一貫性のある道徳教育を組織的に展開できるように指導体制の充実を図る。
- c 家庭や地域社会との連携による開かれた道徳教育の推進を図り、地域ぐるみで児童生徒の道徳性の育成に努める。
- d 魅力的な教材の開発を含め、よりよい資料の収集と指導方法の工夫改善に努める。
- e 自ら考え判断して、責任ある行動がとれるよう、多面的・多角的に考えたり、議論したりする「考え、議論する道徳」のあり方を研究する。
- f 児童生徒の人間的な成長を見守り、よりよく生きようとする努力を認め、勇気付ける評価のあり方を工夫する。

(エ)総合的な学習の時間

- a ねらいや育てたい力を明確にした題材を用いて全体・年間指導計画を作成し、探究的な見方・考え方を働かせながら、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質や能力を育成する。
- b カリキュラム・マネジメントの充実により横断的・総合的な学習、探究的な学習を展開し、解決に必要な知識・技能を身に付け、その有用性を実感できるようにする。
- c 地域の人・もの・こととのつながりを大切にし、保護者や地域の人々、専門家などと交流して、SDGsとの関連も含めた体験的な学びの実現に努める。

(オ)特別活動

- a 望ましい集団活動を通して、集団の一員としての自覚を深め、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成に努める。
- b 活動・体験のねらいを明確にした全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画を立て、自発的・自治的な活動の質を高める工夫をする。
- c 小・中学校9年間で「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」を視点に、社会で生きて働く資質・能力を育成する。

(カ)生徒指導

- a 児童生徒一人一人の人格を尊重し、心のふれあいを基本とした学年・学級づくりに努める。
- b 朝や帰りの会・掃除・給食など、日常的な活動を大切にして、集団の中で自己有用感に裏付けられた自己肯定感や充実感を実感できる居場所づくりと絆づくりに努める。
- c 児童生徒理解やスクールライフノート等を活用しながら教育相談の充実を図り、共感的な人間関係を基盤にした一貫性のある粘り強い指導を組織的にすすめる。
- d 学校教育活動全体を通して、自己存在感や自己指導能力を育む指導を工夫し、豊かな心と社会の一員としての資質や態度の育成に努める。
- e 基本的生活習慣の定着を図り、自律心と実践力の育成に努める。
- f 児童生徒の実態に即し、家庭や地域、関係機関と連携した指導体制づくりや、小中学校が相互に連携した生徒指導体制づくりをすすめる。

(キ)いじめ・不登校に対する指導

- a 学校いじめ防止基本方針に従い、いじめに関するアンケートやQ-U検査の結果等を活用して、いじめの実態を具体的かつ継続的に把握するとともに、情報の重要度に応じた校内の「報告・連絡・相談・確認」体制を確立し、「いじめ・不登校対策委員会」などの機能の充実を図る。対応に当たる際には、初期段階からいじめ重大事態を見据えた丁寧な対応を心がける。また、安城市教育センターの教育相談やスクールカウンセラーなどの効果的な活用をする。
- b いじめを当事者同士だけではなく学校全体の問題としてとらえ、未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめは絶対に見逃さない、許さないという毅然とした態度でいじめ解

消を図る。

- c 不登校は、どの児童生徒にも起こりうるという認識に立ち、児童生徒が「心の居場所」を実感できるように、校内教育支援センター職員と連携を図りながら全職員が一致協力して人間味のある温かい指導を心がけ、不登校児童生徒に寄り添うようにする。
- d 特に配慮を要する児童生徒については、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）との連携を強化し、児童生徒や保護者との連絡等を行ったり、関係機関との連携を図ったりしながら、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。
- e ふれあいネット事業及び青少年健全育成会では、その意義や趣旨に立ち返り、いのちの教育の一層の充実を図る。

(ク)キャリア教育・進路指導

- a 進路指導を生き方の指導ととらえ、自分自身の価値を見いだして将来に期待をもつことができるよう、教育活動全体を通したキャリア教育の実践に努める。
- b キャリア教育の視点で教育活動を見直し、発達段階に応じた系統性のある指導をすすめる。
- c キャリアガイダンス機能の充実や啓発的な体験活動を通して職業観・勤労観を育み、自らの力でよりよい生き方を選択する能力や態度の育成に努める。
- d 持続可能な社会の担い手づくりを意識し校内組織と指導体制の充実を図り、学校と家庭・地域社会との信頼に基づく、個に応じた指導をすすめる。
- e 「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭・地域住民等とキャリア教育の目標やビジョンを共有し、連携・協働できる体制づくりに努める。

(ケ)情報教育・情報モラル教育

- a ICTの積極的な活用を図り、学習意欲を高めるとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に努める。
- b 一人一台のタブレット端末を効果的に活用することにより、学び合いの充実を図る。
- c 携帯電話やSNSをはじめとしたインターネット利用における適切な態度や行動を身に付けるなど、道徳科との関連を図りながら情報モラル教育の推進を図る。
- d 年間指導計画に基づき、発達段階に則した「プログラミング的思考」の育成を図る。
- e 家庭と連携を深めながら、情報社会で適正な活動を行うためのものとなる考え方と態度の育成に努める。
- f 情報モラル教育を学校全体で推進し、児童生徒自身が「被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸したり傍観したりしない」という視点で、児童生徒や保護者に啓発していくように努める。

(コ)環境教育

- a 学校教育活動全体を通して環境教育を推進し、環境問題への理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に取り組む態度や資質・能力の育成に努める。
- b 地域の実態に合った身近な環境問題を取り上げ、学校・家庭・地域社会との連携を通して体験学習、問題解決学習をすすめる。
- c SDGsと関連付けながら、持続可能な社会の構築につながる見方・考え方を育み、よりよい環境づくりに向けた働きかけができる実践力を培う。

(サ)国際理解教育

- a 学校教育活動全体を通して国際理解教育を推進し、発達段階に応じて系統的に指導をすすめる。
- b 外国の人々の生活や文化を理解し、尊重するとともに、郷土や我が国の文化・伝統を大切にしている態度の育成に努める。
- c 学校外の人材の活用やSDGsとの関連も含めた体験学習への取り組みを通して、異なる文化や価値観をもつ人々との関わり方や相互理解の重要性に目を向けさせ、国際的視野

に立って意思の疎通ができる能力を育む。

(シ)外国人児童生徒教育

- a 外国人児童生徒の日本の学校教育への適応と日本語の能力向上を図るために、一人一人の能力や実態の把握に努め、学年や能力に合わせた段階的・系統的な指導を日本語適応教室相談員、日本語適応指導教室、日本語初期指導教室と連携しながら、全職員の共通理解のもとにすすめる。
- b 外国人児童生徒の母語、文化や生活習慣を大切にする指導を心がけ、他の児童生徒の国際理解に生かせるような活躍の場を設定するよう努める。
- c 進路に関する資料の収集や提供に努め、家庭と連携・協力を図りながら、希望のもてる進路選択ができるよう指導をすすめる。

(ス)学校図書館教育

- a 言語環境の基盤となる学校図書館の役割を明確にするとともに、学校司書や図書情報館と連携して「きーぼ一便※₁」「朝読便※₂」「テーマ便※₃」の効果的な活用を図り、読書センター、学習・情報センターとしての機能を充実させる。
- b 学校司書と連携し、学校図書館の利用指導を充実させ、学校図書館を積極的かつ効果的に利用できる児童生徒の育成に努める。
- c 読書活動を推進し、豊かな情操を育むとともに、読書に親しむ児童生徒の育成に努める。
- d 読み聞かせや環境整備などにおいて、家庭・地域社会と連携し、地域の人材を活用して、学校図書館の積極的な利用に努める。
※1「きーぼ一便」…個人が図書を学校端末から予約し、配達されるもの。
※2「朝読便」…1コンテナ図書20冊のセットで市内各校教室に巡回されるもの。
※3「テーマ便」…学習テーマに合わせた資料を学校端末から予約し、配達されるもの。

(セ)健康・安全教育

- a 学校教育活動全体を通して、児童生徒の心身の健康保持増進と体力の向上を図り、生涯を通して健康で安全な生活を送るための資質・能力の育成に努める。
- b 毎日の健康観察や児童生徒とのふれあいを大切にする中で、心身の問題の早期発見と早期対応を図るとともに、心の健康づくりに努める。
- c 「自分の生命は自分で守る」という自覚と態度を学年に応じて指導する。特に学校内外での感染症対策・生活安全・交通安全・災害対策に対する意識を高め、実際場面に生きる危険予測・回避能力の育成に努める。
- d 学校給食を食に関して総合的に学習する場とし、感謝の心を育てるとともに、栄養教諭らと連携しながら、健康の自己管理能力を高める指導の充実を努める。
- e 食物アレルギーや病気・けがなどの不測の事態に対処する体制を整備し、緊急時においても適切に対応ができるように努める。

(ソ)人権教育

- a 人権尊重の精神を培い、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れる人権感覚の育成をめざす。
- b 児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通してSDGsや男女共同参画社会との関連を含めた学習を計画的にすすめるとともに、校内研修を充実させたり、進んで研修に参加したりするようにする。
- c 発達段階や状況を踏まえ、教材・指導の手引き等を活用した「生命（いのち）の安全教育」を実施する。学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組をすすめる。
- d 性的少数者への十分な配慮ときめ細かな支援の充実を図る。

(タ)特別支援教育

- a 特別支援コーディネーターを中心に、こども園・幼稚園・保育園、保護者、専門家、こ

ども発達支援センター、医療機関などとの連携を図りながら、障害についての正しい理解のもとに一人一人の教育的ニーズを的確に把握する。

- b 切れ目のない教育的支援を行うため、「合理的配慮」の観点をつまみ、保護者との連携のもと、実態を基に個別的教育支援計画及び指導計画を作成し、全教職員で情報を共有しながら個々の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導と支援に努める。
- c さまざまな障害特性や支援の方法に関する研修を推進し、全教職員の共通理解による支援体制の充実に努める。

ウ 少人数指導

(ア)目的

- ・ 小学校全学年及び中学校第1・2学年において学級規模の大きい学級の解消を図り、学級を基盤とした生活指導と学習指導が一体となった、きめ細やかな指導と個性重視の指導を実現する。
- ・ 中学校第2学年において35人以下による学級編制を実施し、環境が大きく変化する進級時などにおいて、生徒の円滑な学校生活への適応を促し、基礎的・基本的な内容の定着等が図られるよう実践研究を行う。

(イ)実施状況

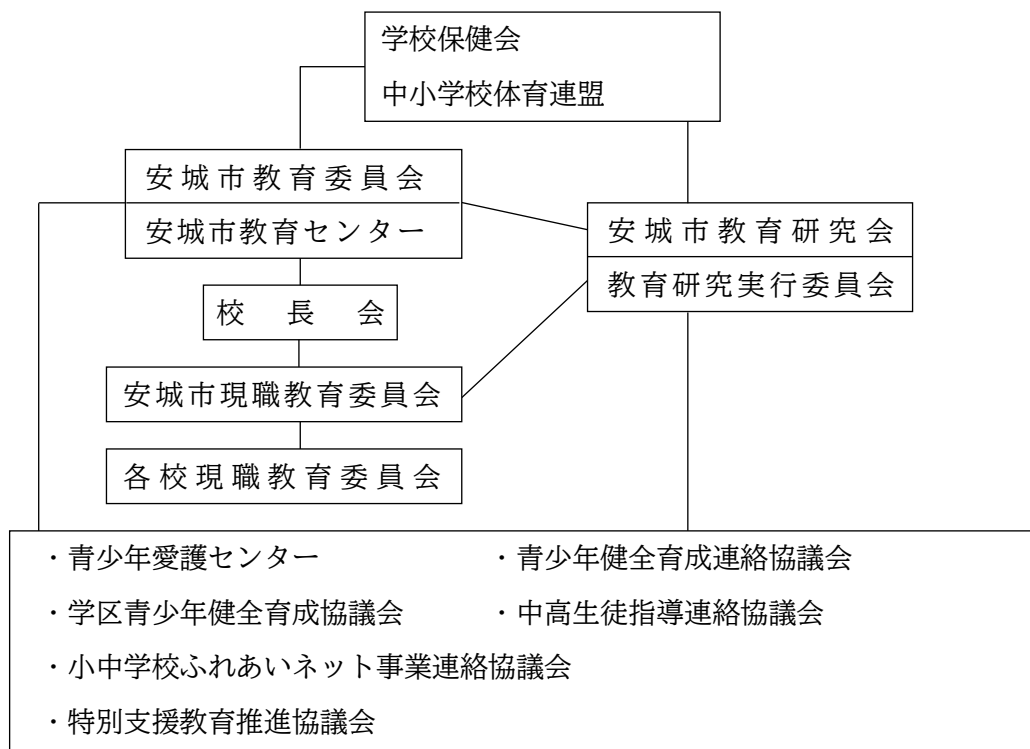
- ・ 中学校2年生 県少人数（35人）学級8校
- ・ 県の少人数学級編成研究指定校として実施する

中学校	実学級数 (通常)	第2学年		
		生徒数	学級数	平均人数
安城南中	23	258	8	32.3
安城北中	23	302	9	33.4
明祥中	12	154	5	30.8
安城西中	23	258	8	32.3
桜井中	21	251	8	31.3
東山中	20	251	8	31.4
安祥中	15	150	5	30.0
篠目中	19	214	7	30.4

令和8年5月1日現在

エ 現職教育の推進と運営

(ア) 組 織



(イ) 運 営

a 方 針

市教委は校長会、安城市教育研究会、安城市現職教育委員会などと連携し、全教職員の研修を図る。

b 任 務

- 現職教育の運営、推進を図る。
- 基本方針並びに現職教育年間計画を策定する。
- 諸行事の連絡調整を図る。

c 常任委員会

- 校 長 会 代表（2名）
- 教 頭 会 代表（2名）
- 教育研究会 代表（5名）
- 市教委、教育センター（9名）

(ウ) 活 動

a 各校の現職教育（令和8年度）

学 校 名	研 究 主 題
中 部 小	「主体的に学び、自ら育つ子の育成」 —児童が願いを実現する授業・特別活動を通して—
南 部 小	「自ら聴き合い、仲間とともに学び合う子の育成」 ～一人残らず学び合える授業づくりをめざして～
西 部 小	「より良い自分の実現に主体的に向かう児童の育成」 —課題解決の方法を児童が自ら選び、思考を深める授業づくり—
東 部 小	仲間と共に地域の未来を切り拓く東部っ子の育成 ～「なぜ？」を見いだし「もっと！」があふれる 東部小探究サイクルを軸として～
北 部 小	みんなと関わることで 自己の学びを深める子の育成 ～できた・分かった、なるほど、もっとと思える授業づくり～
錦 町 小	学びのエネルギーをもとに、仲間と共に考えを深める子の育成 —多様な考えをいかす授業づくりを通して—
高 棚 小	主体的に考え、聴き合いを通して学びを深める子の育成 ～仲間や地域と協働的に学ぶ授業づくり～
明 和 小	わかって楽しい できてうれしい —主体性と多様性を大切にした授業づくり—
志 貴 小	「主体的・対話的に学びを深めていく志貴っ子の育成」 ～志貴小 みんなで 学びアイ・認めアイ・高めアイ～
桜 井 小	学びを つなげる かさねる 広げる 桜井っ子 ～桜井のひと・もの・ことを生かした横断的な学習を通して～
作 野 小	自他を認め、ともに高め合う作野っ子の育成 ～安心できる学級づくりと聴き合いを大切にした授業づくり～
祥 南 小	学びをたのしむ祥南っ子の育成 ～楽しむから愉しむを目指して～
丈 山 小	「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還を通して自ら学び続ける 子の育成
二本木小	胸をはり、腕を組んで、未来へ伸びる  ～仲間と創る、自分だけの学びのカタチ～
里 町 小	学びをデザインする児童の育成

学 校 名	研 究 主 題
桜 町 小	自分の未来を切り拓く桜町っ子の育成 ～あたたかい人間関係の中で、学びを深め合う授業づくりを通して～
桜 林 小	自他を尊重し、柔らかな生き方が身につく子の育成 ～探究的な学習を通じて、主体的に学ぶ力を培う教育活動の研究～
新 田 小	自分の思いや考えを伝えながら 主体的に問題解決に向けて動き出す新田っ子の育成 －地域の人・もの・ことに着目した 生活科・総合的な学習の時間における実践を通して－
今 池 小	自分の考えを伝え合うことができる子の育成
三河 安城小	自ら課題をもち、かかわり合いながら、学び続ける子の育成 －三河安城小マイプラン学習の実践を通して－
梨の里小	主体的に明日を拓く梨っ子の育成 －「つながる」児童をめざしたかかわり合い－
南 中	自己の思いや考えを深め、表現できる生徒の育成 ～つながりを生かした授業づくり～
北 中	自己を見つめ、チャレンジし続ける生徒の育成
明 祥 中	自己を調整しながら、みんなで学びを深める生徒の育成 ～一人一人の心が動き出す授業の創造～
西 中	自らの手で未来を切り拓く生徒の育成 －考えを深める授業づくりを通して－
桜 井 中	学びに没頭する生徒の育成 －生徒の思いを取り入れた单元構想と 生徒の自治力を育成する授業づくりを通して－
東 山 中	わたしを信じる みんなを信じる －「自分軸」を発揮して学ぶ「きき合い」の授業－
安 祥 中	話し合いを通して考えを深め、粘り強く学び続ける生徒の育成 － 敬愛力を土台にして、学びを楽しむ授業づくり －
篠 目 中	仲間とのかかわりのなかで、自らの考えを深め・広げられる子の育成 ～主体的に追究する子どもの姿を引き出す单元構想～

- b 教育研究発表会
 委嘱校の研究発表（安城中部小学校、新田小学校、安祥中学校）
- c 各種研修、講座、講演会

研 修	校長・教頭合同研修 養護教諭・生徒指導・教育支援担当合同研修 新規採用者研修（4回） 3年目教員研修 学校事務職員基礎研修 養護教諭基礎研修 いのちの教育推進研修 安城市研究報告会 国内教育視察研修	教務・校務情報主任・合同研修 事務職員担当者研修 2年目教員研修 2・3・4年目教員合同研修 教職基礎研修（2回） コミュニティスクール研修（3回） 授業デザイン研修 個への支援推進研修 指導員県外研修
開設講座	情報モラル ミライシードを使って授業をしよう ミライシードの機能を使いこなそう いのちの教育サポートプランを生かした「Q-Uの利活用」 個への支援「自傷行為への理解と対応」 個への支援「不登校児童生徒への理解と支援のヒント」 個への支援「生徒指導のポイント」 私の授業づくり「日本語教育」「総合的な学習」	
講演会	教育センター講演会	

- d 音楽会準備、音楽会、教育展準備、教育展（4年一巡で実施）

内 容	目 的	特 色
音楽会（令和8年度）	・音楽を通して児童生徒に内在する感性や創造性を発揮させることで、心豊かな人間の育成を図る。	・市内29校を8ブロック（中学校区）に分け、それぞれが一つのテーマで表現する。
教育展準備（令和3年度）	・教育全領域にわたる児童生徒の追究の充実を図り、次年度に生かす。	・児童生徒など広くアイデアを募り、次年度に生かす。
教育展（令和4年度）	・児童生徒の日常の学習活動発表の場として、その成果を展示する。 ・市の教育の現状や実態をもとに、学校教育、家庭教育の方向を示す。	・市内全小中学校の学校紹介 ・創意工夫のある屋内展示 ・教育全領域にわたる児童生徒の作品、活動の様子の紹介

- e 教育講演会
 市内教職員の教養を高め、資質の向上を図る。
- f 特別支援教育推進協議会
- 目 的 特別支援教育の推進を図る。
 - 主な事業 特別支援教育の啓発と普及
 障害のある児童生徒の調査及び研究
 その他特別支援教育推進のために必要な事業

オ 現職教育訪問

訪問の着眼点	(1) 特色ある教育課程の編成と実施の現状 (2) 学習指導の多様化、充実についての諸方策と実践 (3) 学習指導要領の趣旨をふまえた教育の実践 (4) 生徒指導上の問題点とその対策 (5) 安全教育＜交通安全・保健安全・安全管理＞への取り組みの状況 (6) 進路指導の現状と問題点 (7) 教育環境の整備状況 (8) 新規採用教員の研修状況 (9) 教職員の心身の健康
実施期間	現職教育訪問 （6月～11月）毎年各校1回 ※研究発表校を除く

カ 指導員訪問

各校の教科指導の現状や実態をもとに、教育の将来的展望に立ち、教育全般の向上に寄与する目的をもって、現場教育の担当者から指導員を選任し、指導にあたっている。

国語、社会、算数・数学、理科、生活、音楽、図工・美術、体育・保健体育、家庭、技術、外国語教育、道徳、特別活動、総合的な学習、生徒指導、図書館教育、情報教育、養護、特別支援教育の各指導員で次のような訪問指導を実施している。（令和8年度より日本語教育相談員を新たに設置）

（ア）年間指導計画に基づく計画訪問

（イ）市教委と一体となった現職教育訪問

（ウ）各校の要請に応じる要請訪問

(2) 教育センターの活動

ア 発 足 平成6年4月1日

イ 運営方針

市内小・中学校教育の研究・研修センターとして、教職員の研究活動の援助・推進を図るとともに、安城市の教育文化の向上と振興を図る。そのために、研修・調査研究・教育相談・教育情報活用に関して、研究活動の推進とさらなる活性化を図る。

ウ 重点目標

「時代が求める教育課題への対応」と「蓄積された研究成果の活用」に主眼を置き、令和8年度学校教育の指導方針である「いのちの教育」「学び合いのある授業づくり」「一人一人を大切にしたいきめ細やかな支援」を踏まえ、学校における教育活動への支援事業の充実に努める。

(ア)教職員として必要な実践的指導力と専門性を高める。【研修事業】

(イ)教職員の資質向上につながる調査研究と研修を支援する体制の充実に努める。

【調査研究事業】

(ウ)いじめ・不登校や進路・適性等に関する相談をはじめ、保護者や教職員のさまざまな相談に応じる。【教育相談事業】

(エ)「学び合い」の授業づくりのために、教育関係情報の収集や共有化を進める。

【教育情報活用事業】

エ 組 織

◇ 教育センター職員

学校教育課長、所長、研究係長、指導主事(3)、社会教育指導員（兼家庭相談員）(16)、社会福祉士(8)、教育支援センター指導補助員(1)、臨床心理士・公認心理師(6)、情報処理技術者、事務職員、夜間管理人(2)

◇ 教育センター企画運営委員

小中学校長会長、安教研会長、教育相談専門家、PTA連絡協議会代表者、安教研教務研究委員会委員長、こども発達支援課長、青少年の家所長

オ 事 業

(ア)教育研修

- a 市教委主催研修会の企画・運営
- b 希望参加による開設講座の開催
- c 講演会の開催

(イ)教育調査研究

- a 文部科学省、県教委研究補助による研究
- b 市教委指定研究による研究

●情報教育研究 (4名)

●特別支援教育スタートアップ研究 (4名)

●日本語適応指導推進研究 (4名)

●教師力向上支援研究 (4名)

c 派遣研究生

6名を愛知教育大学等へ派遣し研究を深め、資質向上を図るとともに、研究成果を各小中学校の現職教育等へ還元する。

d 自主研究グループ

研究活動の推進援助を図り、各自の力量を高めるとともに、地域に生きる教職員の親和共励を図る。

●健康教育研究「はぐくみ」の会 ●「教師力」を高める「勇気づけ」の心理学

●「できた」を増やす学習支援の会 ●学び合いの授業づくりに向けた ICT

●みんなの日本語教育 ●低学年の学びを支える会

●重松鷹泰先生の足跡から学ぶ会 ●あなたの町にもきっとあるはず♪わくわく地域教材の会

●授業が変わる！教材研究ワークショップ

e 教育研究論文の募集

(a) 教科指導 (b) 道徳科 (c) 外国語活動

(d) 総合的な学習の時間 (e) 特別活動 (f) 特別支援教育

(g) 教育相談 (h) 学校・学年・学級経営

(i) 生徒指導 (j) 進路指導 (k) 健康教育

(l) その他

f 教職員の研究相談

- ・研究・実践上の諸問題について、随時教職員の相談に応じる。
- ・研究図書、資料提供、実践例の紹介、講師・研究校情報の提供を行う。

g 関係教育機関との連携研究

全国教育研究所連盟、東海北陸教育研究所連盟への加入により、先進的な研究の交流を行い、本センターの研究について積極的に紹介していく。

h 研究紀要の発行（第63集）と発行準備（第64集）

(ウ)教育相談

a 来所相談 担当：家庭教育相談員

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

b 電話相談 担当：家庭教育相談員 *こころの電話76-9674（くろうなし）

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

c ふれあい相談 担当：臨床心理士・公認心理師

月曜日～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時

*月曜日は夜間の相談（午後5時～6時）を実施する。

*相談内容に応じて親子並行面接を行う。

d 訪問相談（いじめ・不登校、進路・適性等）担当：SSW、臨床心理士、公認心理師

月曜日～金曜日（必要に応じて）

- e 教育支援センター「ふれあい学級・ふれあい学級北教室・ふれあい学級南教室」の運営

不登校児童生徒が学校復帰や社会的自立に向かうよう、個別指導、集団適応指導、生活指導、補充学習およびカウンセリング等を行う。

月・火・水・金曜日 午前9時～午後3時

木曜日 午前9時～正午

※ふれあい学級北教室・ふれあい学級南教室は月曜日閉館

- f 教職員相談

月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後5時

(エ)教育情報提供

- a 教育情報の収集・提供（インターネットによる情報提供）

●教育図書の充実と活用（視聴覚教材を含む）

●教育図書・研究資料 12, 362冊

●教育関係文献目録の編集・発行

●小・中学校への視聴覚教材の貸出

- b 教育機器利用の研究・促進

- c 教育センター情報ネットワークによる教育情報の提供

- d 教育センター所報「啐啄」の発行

(オ)その他

- a 「かがくのひろば」の審査会開催

- b 全国、東海北陸教育研究所連盟との連携

2 児童生徒と教職員

(1) 幼小中学校児童生徒数

小学校児童数

(令和8年5月1日現在)

	学年別 学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		普通学級計		特別支援学級学年別児童数							特別支 援 学級数	合 計
		児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	1	2	3	4	5	6	計		
1	安城中部小	73	3	77	3	73	3	73	3	65	2	81	3	442	17	2	1	0	7	2	4	16	3	458
2	安城南小	102	3	95	3	98	3	74	3	102	3	77	3	548	18	3	3	2	3	5	3	19	4	567
3	安城西部小	73	3	84	3	78	3	92	3	71	3	76	3	474	18	3	2	3	3	2	3	16	4	490
4	安城東部小	72	3	80	3	74	3	81	3	77	3	85	3	469	18	2	2	2	0	3	6	15	4	484
5	安城北小	87	3	103	3	103	3	108	4	121	4	122	4	644	21	5	3	3	6	3	3	23	5	667
6	錦町小	90	3	86	3	91	3	82	3	90	3	127	4	566	19	7	6	5	6	5	2	31	5	597
7	高棚小	40	2	45	2	40	2	52	2	37	2	43	2	257	12	3	1	1	2	0	2	9	4	266
8	明和小	39	2	41	2	40	2	51	2	42	2	62	2	275	12	1	0	1	3	0	1	6	3	281
9	志貴小	27	1	19	1	32	1	35	1	27	1	21	1	161	6	2	0	0	0	1	0	3	1	164
10	桜井小	143	5	151	5	150	5	172	5	148	5	144	5	908	30	6	10	8	7	9	7	47	8	955
11	作野小	60	2	69	2	61	2	74	3	82	3	87	3	433	15	1	1	4	5	3	5	19	4	452
12	祥南小	37	2	40	2	40	2	40	2	44	2	39	2	240	12	3	3	5	7	8	3	29	7	269
13	丈山小	106	4	116	4	119	4	121	4	119	4	125	4	706	24	4	4	4	7	2	8	29	6	735
14	二本木小	97	3	97	3	105	3	118	4	123	4	135	4	675	21	2	4	6	3	1	4	20	4	695
15	里町小	80	3	91	3	70	2	87	3	79	3	79	3	486	17	0	3	4	2	3	3	15	5	501
16	桜町小	61	2	84	3	78	3	71	3	77	3	62	2	433	16	6	7	7	4	3	3	30	7	463
17	桜林小	72	3	74	3	94	3	89	3	77	3	92	3	498	18	2	4	4	5	3	2	20	3	518
18	新田小	48	2	60	2	40	2	52	2	45	2	62	2	307	12	2	6	1	6	4	4	23	4	330
19	今池小	59	2	62	2	71	3	59	2	72	3	66	2	389	14	1	5	4	7	2	5	24	5	413
20	三河安城小	89	3	76	3	104	3	90	3	90	3	112	4	561	19	0	0	3	1	2	2	8	3	569
21	梨の里小	53	2	36	2	65	2	72	3	62	2	79	3	367	14	1	2	2	3	1	3	12	3	379
小学校計		1,508	56	1,586	57	1,626	57	1,693	61	1,650	60	1,776	62	9,839	353	56	67	69	87	62	73	414	92	10,253

中学校生徒数

	学年別 学校名	1 年		2 年		3 年		普通学級計		特別支援学級学年別生徒数				特別支 援	合 計	
		生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	1	2	3	計			
1	安 城 南 中	256	8	258	8	268	7	782	23	8	8	4	20	5	802	
2	安 城 北 中	228	7	302	9	272	7	802	23	8	4	6	18	4	820	
3	明 祥 中	133	4	154	5	117	3	404	12	4	3	6	13	4	417	
4	安 城 西 中	254	8	258	8	250	7	762	23	3	3	3	9	2	771	
5	桜 井 中	232	7	251	8	225	6	708	21	8	3	8	19	4	727	
6	東 山 中	210	6	251	8	231	6	692	20	0	9	4	13	3	705	
7	安 祥 中	156	5	150	5	168	5	474	15	11	5	8	24	4	498	
8	篠 目 中	202	6	214	7	207	6	623	19	4	4	8	16	3	639	
中学校計		1,671	51	1,838	58	1,738	47	5,247	156	46	39	47	132	29	5,379	
安城市小中学校 児童生徒総計								15,086	509					546	121	15,632

幼稚園・幼保連携型認定こども園園児数

幼稚園		(令和8年5月1日現在) ()は学級数 単位：人				
幼稚園名	満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計	定 員
石橋幼稚園	2 (1)	65 (3)	90 (3)	58 (2)	215 (9)	310
ともえ幼稚園	2 (1)	15 (1)	22 (1)	29 (1)	68 (4)	350
愛知学泉大学附属幼稚園	3 (1)	65 (3)	67 (3)	76 (3)	211 (10)	314
愛知学泉短期大学附属幼稚園	4 (1)	49 (2)	35 (2)	49 (2)	137 (7)	209
愛知学泉大学附属桜井幼稚園	4 (1)	63 (3)	61 (3)	52 (2)	180 (9)	280
合計	15 (5)	257 (12)	275 (12)	264 (10)	811 (39)	1,463

幼保連携型認定こども園

	こども園名	0～2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
公 立	城ヶ入こども園		0 (0)	12 (1)	5 (※)	15 (1)	32 (2)	55
	東 部こども園		0 (0)	9 (1)	7 (1)	10 (1)	26 (3)	51
	高 棚こども園		0 (0)	15 (1)	12 (1)	13 (1)	40 (3)	51
	えのきこども園		0 (0)	9 (1)	11 (1)	9 (1)	29 (3)	55
	三ツ川こども園		0 (0)	8 (1)	15 (1)	19 (1)	42 (3)	55
	安 城こども園		0 (0)	30 (2)	42 (2)	45 (2)	117 (6)	195
事 業 団	さくのこども園		0 (0)	49 (4)	52 (3)	55 (2)	156 (9)	225
	安城北部こども園		0 (0)	14 (1)	16 (1)	14 (1)	44 (3)	75
	東 栄こども園		0 (0)	11 (1)	20 (1)	21 (1)	52 (3)	110
	根 崎こども園	26 (1)	0 (0)	24 (1)	25 (1)	30 (1)	105 (4)	95
私 立	てらベクリエイティブこども園	56 (3)	4 (1)	59 (2)	58 (2)	46 (2)	223 (10)	258
	子 宝保育園	36 (3)	0 (0)	19 (1)	17 (1)	18 (1)	90 (6)	100
	慈 恵幼稚園		0 (0)	72 (4)	86 (4)	72 (3)	230 (11)	315
	第二慈恵幼稚園	23 (3)	0 (0)	77 (4)	89 (4)	88 (4)	277 (15)	345
	にほんぎ幼稚園	34 (2)	7 (0)	74 (3)	70 (3)	72 (3)	257 (11)	301
	スマイリーこども園 さとまち	41 (3)	0 (0)	28 (1)	25 (1)	27 (1)	121 (6)	136
	光 徳保育園	31 (3)	0 (0)	20 (1)	16 (1)	20 (1)	87 (6)	94
	桜 井こども園	43 (3)	2 (0)	26 (1)	24 (1)	29 (1)	124 (6)	125
	ブライトこども園 安城桜町	56 (3)	0 (0)	27 (2)	27 (1)	26 (1)	136 (7)	140
	麦のうさぎ保育園	32 (3)	0 (0)	20 (1)	22 (1)	17 (1)	91 (6)	95
	合計	378 (27)	13 (1)	603 (34)	639 (31)	646 (30)	2,279 (123)	2,876

※5歳と合同クラス

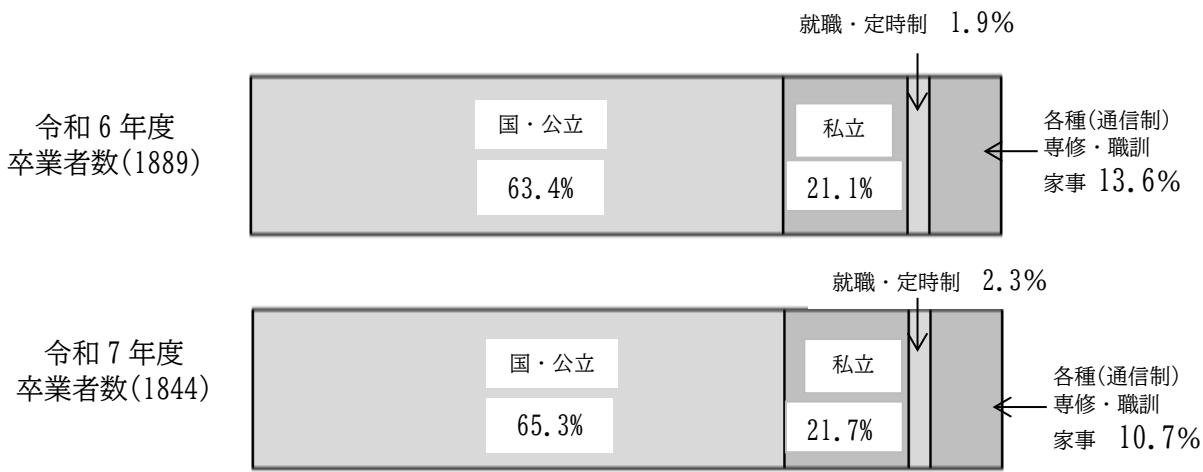
(2) 教職員数

(小中学校)

(令和8年5月1日現在) 単位：人

種別 学校名	校 長	教 頭	教 員				市 常 勤 講 師	栄 養 教 諭・ 職 員	計		再任用職員				事 務 職 員	校 医					用 務 員	
			教 諭		養 教	県 講 師										学 校 医	歯 科 医	眼 科	耳 鼻 科	薬 剤 師		
			男	女					男	女	フル	ハーフ										
安 城 中 部 小	1	1	8	18	1	1		1		11	19				1	1	1	1	1	1	1	
安 城 南 部 小	1	1	10	14		養教 1		1		11	17	1			1	1	1	1	1	1	1	
安 城 西 部 小	1	1	11	16	1					12	18				1	1	1	1	1	1	1	
安 城 東 部 小	1	1	6	19	1					7	21	1			1	1	1	1	1	1	1	
安 城 北 部 小	1	1	10	23	1	1		1		12	26	1			1	1	1	1	1	1	1	
錦 町 小	1	1	10	18		1	養教 1	1		11	22				1	1	1	1	1	1	1	
高 棚 小	1	1	8	10	1	2				9	14				1	1	1	1	1	1	1	
明 和 小	1	1	7	11	1	1			1	9	14				1	1	1	1	1	1	1	
志 貴 小	1	1	4	5	1					5	7				1	1	1	1	1	1	1	
桜 井 小	1	1	15	33	2	1		1		18	36				2	1	1	1	1	1	1	
作 野 小	1	1	7	15	1	2				8	19				1	1	1	1	1	1	1	
祥 南 小	1	1	8	16	1	1		1		11	18				1	1	1	1	1	1	1	
丈 山 小	1	1	6	28	1	2			1	9	30			4	2	1	1	1	1	1	1	
二 本 木 小	1	1	6	30	1			1		7	33			2	1	1	1	1	1	1	1	
里 町 小	1	1	11	16	1	1				12	19				1	1	1	1	1	1	1	
桜 町 小	1	1	7	21	1	1			1	9	24			2	1	1	1	1	1	1	1	
桜 林 小	1	1	7	18	1					7	21			2	1	1	1	1	1	1	1	
新 田 小	1	1	8	12	1	2				9	15				1	1	1	1	1	1	1	
今 池 小	1	1	10	11	1	2		1	1	11	17	1			1	1	1	1	1	1	1	
三河安城小	1	1	6	23	1					8	24	1			1	1	1	1	1	1	1	
梨 の 里 小	1	1	8	14	1	1				9	16				1	1	1	1	1	1	1	
小 学 校 計	21	21	173	371	20	19	養教2	8	4	205	430	5	10	23	21	21	21	21	21	21	21	
			544							635												
安 城 南 中	1	1	28	15	2	6				33	21				2	2	2	1		1	1	
安 城 北 中	1	1	21	17	2	10			1	31	23	1			2	2	2	1		1	1	
明 祥 中	1	1	14	11	1	2				15	15				1	1	1	1		1	1	
安 城 西 中	1	1	22	21	1	1				23	24				2	1	1	1		1	1	
桜 井 中	1	1	17	22	1	3			1	22	24				2	1	1	1		1	1	
東 山 中	1	1	21	17	1	1				24	18				2	1	1	1		1	1	
安 祥 中	1	1	21	12	1	1				24	13				2	1	1	1		1	1	
篠 目 中	1	1	25	15	1	3				28	18				2	1	1	1		1	1	
中 学 校 計	8	8	169	130	10	27		0	2	200	156	1	0	15	10	10	8	0	8	8	8	
			299							356												
総 合 計	29	29	342	501	30	46	養教 2	8	6	405	586	6	栄養 0	10	養教 0	38	31	31	29	21	29	29
			843							991		16										

(3) 中学卒業者の状況



(4) 児童生徒数推計

	令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
小学校	10,253	9,805	9,465	9,011	8,636	8,203
中学校	5,379	5,390	5,177	5,186	5,041	4,984

※令和8年度は、5月1日現在の児童・生徒数の実数。
※令和9年度以降は、令和8年5月1日現在の入学前人口より推計し算出。

3 心身の健全育成活動

(1) 学校教育関係体育行事

ア 令和8年度行事

- 4月・安城市中学校春季陸上競技大会
- 5月・各小学校運動会
- 6月・西三河中学校陸上競技選手権大会
- ・安城市中学校選手権大会
- ・西三河中学校選手権大会（～7月）
- ・愛知県中学校選手権大会（～8月）
- 10月・各小学校運動会（～11月）
- ・各中学校体育大会
- ・西三河中学校駅伝大会
- 11月・愛知県中学校駅伝大会

イ 令和7年度児童生徒の体位平均値

区 分			身 長 cm			体 重 kg		
			市平均	県平均	全国平均	市平均	県平均	全国平均
小 学 校	1年	男	116.2	116.2	116.9	21.0	21.3	21.6
		女	114.8	116.1	116.0	20.3	21.1	21.2
	2年	男	122.3	122.6	123.0	23.9	24.1	24.5
		女	121.2	121.6	122.1	23.2	23.5	24.0
	3年	男	128.1	127.9	128.6	27.0	27.2	27.8
		女	127.3	127.2	127.8	26.4	26.3	27.0
	4年	男	133.7	133.8	134.1	30.8	31.0	31.4
		女	133.7	133.9	134.4	30.2	30.6	31.0
	5年	男	139.0	138.9	139.6	34.4	34.7	35.3
		女	140.3	140.8	141.4	34.3	34.6	35.3
中 学 校	1年	男	145.2	145.3	146.2	38.7	39.2	39.9
		女	147.1	147.9	147.9	39.6	40.1	40.2
	2年	男	153.4	153.0	154.2	44.8	44.5	45.8
		女	152.1	152.0	152.3	44.1	43.7	44.5
	3年	男	160.5	160.3	161.1	50.4	49.9	50.6
		女	154.2	154.8	155.0	47.1	47.3	47.6

備考 県平均及び全国平均については令和6年度の数値。

(2) 学校保健

学校保健会

目 的 学校教育における保健衛生の普及、推進

組 織 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校長、保健主事、養護教諭
その他学校保健関係者

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

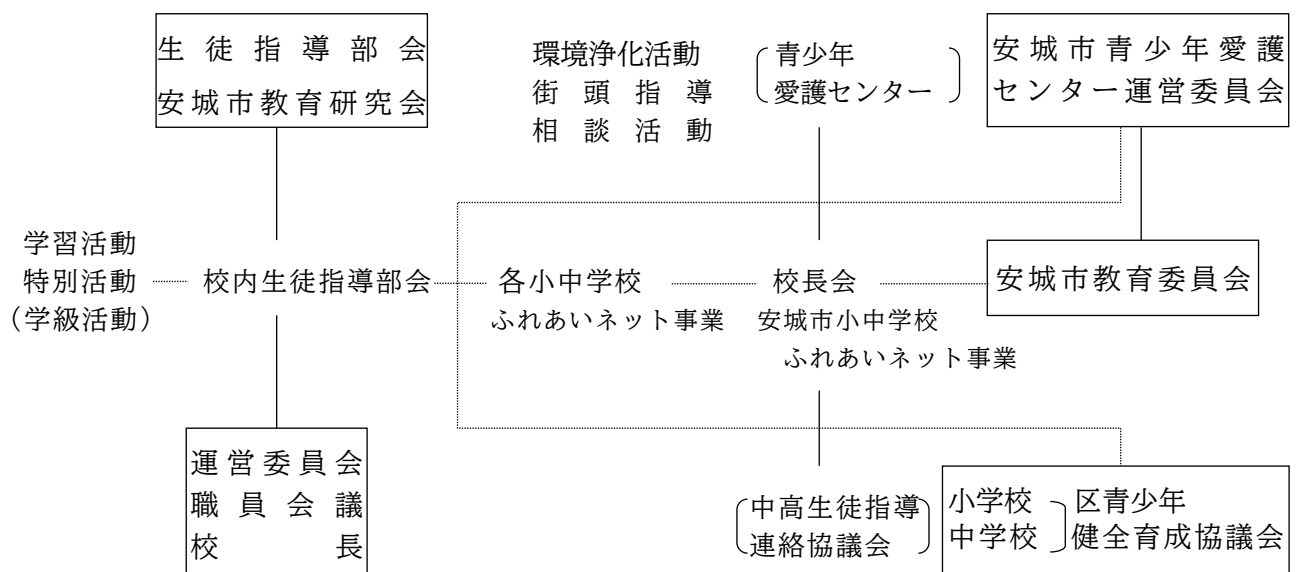
心身ともに健康な児童・生徒の育成に資することを目的とし、学校安全の普及
充実と災害共済給付関係の事務を行っている。

学 校 安 全 学校安全については当会の災害共済給付事務に伴う災害報告
書による児童・生徒の災害の事例、実態を把握し、これを調査
分析し学校安全の充実に役立てている。

また、この資料については、毎年発行の「児童・生徒 発育
と健康状態」に編集掲載している。

災害共済給付 災害共済給付については、学校の管理下で発生 of 災害につい
て（1件5,000円以上）、センターへの医療費の請求を行っ
ている。また、死亡見舞金、障害見舞金の制度もある。

(4) 生徒指導推進の組織



4 野外教育活動

目 的 自然に囲まれた環境の中で、豊かな人間性の育成を図る。

キャンプ場	安城市作手高原野外センター		
開設年月日	昭和47年4月		
所 在 地	愛知県新城市作手白鳥字本宮辻1番地4 電話 0536-37-2107		
所在地の緯度・経度	北緯 34° 55' 35.3" 東経 137° 25' 35.4"		
環 境	本宮山山系の山並みが連なる標高550mの地、ウグイス等の野鳥が鳴き、杉・桧等の美林と山あいを流れる豊かな清流に囲まれた好適地である。		
自然観察登山コース	群生する植物と生息する各種昆虫類の生態観察や採集とともに、体力の増強を図り、健全な精神の鍛練をめざして、本宮山自然観察登山コースを設けた。		
標高・面積	標高 550m 面積 約3万㎡		
安城市からの距離・時間	距離 約5.6km 時間 約1時間30分（自家用車）		
施設の概要	・キャンプ場 ・ファイヤー場 ・避難棟（鉄筋コンクリート2階建て994.88㎡） ・運動広場（2ヶ所） ・野外便所（2ヶ所、各53.76㎡） ・炊事棟（2ヶ所、各56.70㎡） ・南サイト避難等兼倉庫（木造1階建） ・油庫 ・休憩場 ・まき小屋 ・休憩広場 ・水遊び場 ・テント 40張		
利用状況	小学生	一般等	計
令和7年度	1,833	233	2,066
令和6年度	1,780	223	2,003
利用者	本市小学5年生が自然教室で利用及び一般利用		

※令和8年度、中学校は愛知県美浜自然の家で実施、茶臼山高原野外センターを廃止

5 就学・奨学制度

(1) 奨学金制度

能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校の修学が困難な者に対して必要な資金を支給する。

また、平成14年2月から、主たる生計維持者の失職等の事由で家計収入が激減し、高等学校の修学が困難な者に対しての緊急奨学金制度を開始した。

- ・奨学金の額 9,000円以内／月額
- ・奨学生の状況（緊急奨学金の状況は備考欄に別記）

年 度	人 数（人）	支 給 額（千円）	備 考
6	70	7,560	緊急奨学金 7人 396,000円
7	76	8,100	緊急奨学金 7人 648,000円

(2) 私立高等学校等授業料補助

私立高等学校等に在籍する者の保護者に対して、授業料の補助を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減、教育の機会均等の原則を確保し、あわせて私立高等学校等の教育振興に寄与することを目的とする。

- ・補助金の額 世帯の所得により年額12,000円または30,000円を上限とする。

年 度	人 数（人）	支 給 額（千円）
6	643	14,725
7	701	14,742

(3) 就学援助

経済的理由によって就学困難な児童生徒に対し、学用品・学校給食費・修学旅行等の費用を援助し、義務教育の円滑な実施を図る。

(令和7年度)

区 分	小 学 校		中 学 校	
	人数 (人)	金額 (千円)	人数 (人)	金額 (千円)
学用品費等	728	10,593	511	13,513
修学旅行費	121	2,746	165	9,863
学校給食費	0	0	0	0
通学費	0	0	0	0
新入学用品費	101	5,764	139	8,757

(4) 特別支援教育就学奨励

特別支援学級等へ就学する児童・生徒のうち、保護者の負担能力の程度に応じて経済的負担を軽減し、学校教育の普及奨励を図る。

(令和7年度)

区 分	小 学 校		中 学 校	
	人 数	金 額 (千円)	人 数	金 額 (千円)
学用品等	257	3,103	80	2,315

(5) 幼児教育無償化（私立幼稚園）

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼児教育・保育の利用料を無償化。

年度	人 数 (人)	補 助 額 (千円)
6	977	277,008
7	857	244,490

6 学校施設の設置状況

(令和8年5月1日現在)

種別 学校名	開設 年度	校地面積 (㎡)				建物面積 (㎡)			プール m
		建物地	運動場	その他	計	校舎	第1体育館	第2体育館	
1 安城中部小	M41	10,874	15,311		26,185	6,081	698		25×10
2 安城南小	M41	8,536	10,848		19,384	4,541	690		25×10
3 安城西小	M41	5,213	23,494	867	29,574	4,983	650		25×10
4 安城東小	M41	5,372	8,646		14,018	4,020	692		25×10
5 安城北小	M41	10,487	10,775		21,262	5,490	1,234		25×10
6 錦町小	S29	9,004	13,704	394	23,102	5,962	920		25×10
7 高棚小	M41	7,500	8,612	256	16,368	3,541	681		25×10
8 明和小	M41	7,137	10,301	787	18,225	3,675	626		25×10
9 志貴小	S36	5,253	9,714		14,967	2,676	513		25×10
10 桜井小	S35	11,425	7,335		18,760	8,298	1,142		25×10
11 作野小	S44	6,621	15,229		21,850	6,113	710		25×10
12 祥南小	S46	9,117	13,667		22,784	4,223	680		25×10
13 丈山小	S46	7,770	10,610	1,704	20,084	5,196	682		25×10
14 二本木小	S48	8,063	10,716		18,779	6,217	681		25×10
15 里町小	S54	7,626	12,741		20,367	5,570	693		25×10
16 桜町小	S55	10,515	10,565		21,080	8,489	699		25×10
17 桜林小	S56	9,749	10,061		19,810	4,716	695		25×10
18 新田小	S57	9,946	13,414		23,360	4,449	717		25×10
19 今池小	S61	9,693	9,444		19,137	5,733	720		25×10
20 三河安城小	H14	12,439	6,570		19,009	8,333	1,227		25×10
21 梨の里小	H18	11,582	8,583		20,165	7,792	1,217		25×10
小学校計		183,922	240,340	4,008	428,270	116,098	16,567		
1 安城南中	S24	16,315	19,819		36,134	8,867	1,356	634	25×15
2 安城北中	S24	16,104	19,886		35,990	8,644	1,352	794	25×15
3 明祥中	S22	17,964	15,753	2,376	36,093	5,821	1,346	728	25×15
4 安城西中	S34	11,758	16,172		27,930	8,564	1,373	760	25×15
5 桜井中	S22	15,943	12,982	475	29,400	6,770	1,312	600	25×13.6
6 東山中	S50	14,750	20,035		34,785	6,826	1,358	600	25×15
7 安祥中	S56	19,051	13,786	598	33,435	6,535	1,346	600	25×15
8 篠目中	S58	13,398	17,032		30,430	7,751	1,346	600	25×15
中学校計		125,283	135,465	3,449	264,197	59,778	10,789	5,316	

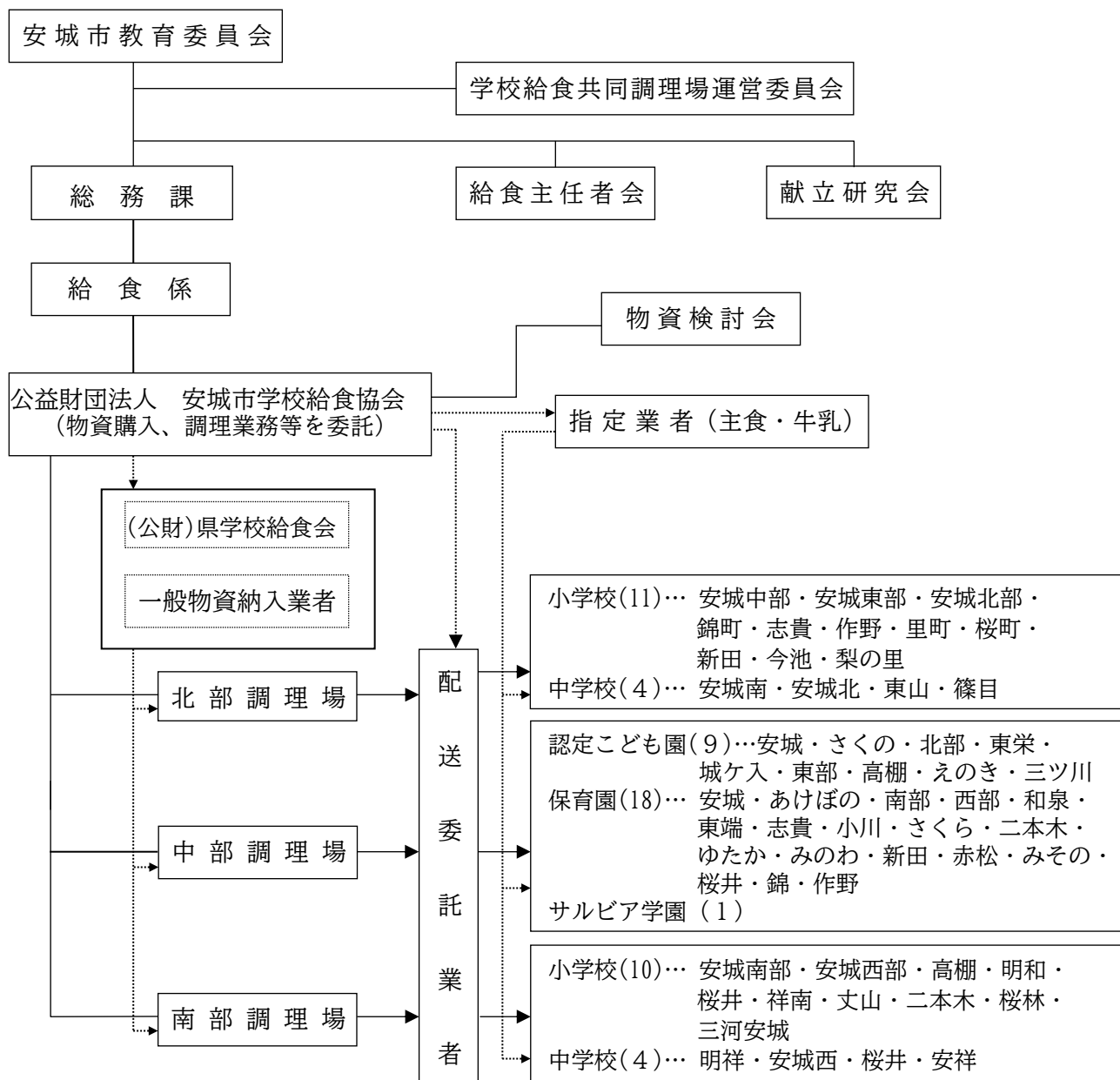
※ 校舎面積は附帯施設を含まない

7 学校給食

(1) 学校給食の目標（学校給食法第2条）

- ア 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- イ 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ウ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- エ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- オ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- カ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- キ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 学校給食の組織



(3) 調理場施設及び調理数

施設名		北部学校給食共同調理場	中部学校給食共同調理場	南部学校給食共同調理場
所在地		安城市新田町吉池71	安城市福釜町笠松1	安城市和泉町南梶25
開設時期		令和3年9月	平成21年8月	平成19年9月
敷地面積 (駐車場等含む)		9,731.28㎡	5,761.84㎡	9,705.08㎡
建物面積 (附属建物含む)		6,037.27㎡	2,571.06㎡	3,784.76㎡
建設費		4,154,903千円 (用地取得費含む)	1,594,028千円 (旧南部調理場解体整備費含む)	2,074,763千円
調理能力		10,000食/日	5,000食/日	10,000食/日
給食数等	小学校	11校 5,398食	——	10校 5,832食
	中学校	4校 3,242食	——	4校 2,667食
	認定こども園	——	9園 707食	——
	保育園	——	18園 3,182食	——
	サルビア学園	——	1園 81食	——
	調理場	97食	61食	68食
	合計	8,737食	4,031食	8,567食

※令和8年4月1日現在

(4) 給食実施計画 (令和8年度)

小中学校	185回
認定こども園 幼稚園コース	198回
認定こども園 保育園コース 及び 保育園	231回
サルビア学園	222回



(5) 食に関する指導 (栄養教諭5名、学校栄養職員1名 市栄養士2名)

- ① 児童生徒への個別的な相談指導 (偏食、痩身願望、肥満、食物アレルギー等)
- ② 栄養教諭・学校栄養職員により小学校1、3年生及び中学校1年生を対象とした学級活動における食の授業や、食に関する指導に関連した教科等で担任とチームを組んだ指導、学校保健委員会及び献立表・リーフレット等による啓発活動を推進し栄養指導を展開。
- ③ 市栄養士による認定こども園・保育園年長児を対象とした食育指導を実施。

(6) 給食費の推移

(1人1食当たり)

年度	区分	小学校	中学校	幼稚園 ～R2まで	保育園 認定こども園	改正時期
S43		45円	55円			7月
44		50	60			//
45		57	68			//
46		60	71			//
47		60	71	60円		4月
48		75	85	75		7月
49		100	115	100		//
50		120	140	120		//
51		130	150	130		//
52～54		140	165	140	73.82円	//
55		155	185	150	82.46	//
56～58		162	192	155	87.02	10月
S59～H2		175	205	162	94	//
3～5		185	220	170	97	//
6～10		200	235	190	97	6月
11～20		215	250	195	100	10月
21～28		235	270	200	105	4月
29～		255	290	215	115	4月
R元～5		255	290	215	215	10月
R6		280	320		215	4月
R7		300	350		240	4月
R8～		330	380		250	4月

※保育園は令和元年9月まで副食代 ※令和5年9月から小中学生は無償

(7) 給食内容

○主食

- ・米 飯…………… 週3回以上
- ・パ ン…………… 月2～3回
- ・め ん…………… 月1～2回 (ソフトめん・うどん・ラーメン・きしめん)

○牛 乳

毎食。栄養素がバランスよく含まれており、特にカルシウムが多く、成長期の子どもには欠かせないものとなっている。

○副 食

摂取基準を満たすように、主食との組み合わせを考慮して食材を選択し、季節(旬)のもの、行事食、地場産物等を取り入れた献立を作成。

(8) アレルギー対応

毎月、食物アレルギー詳細献立表、献立材料一覧表などを各園、学校及び保護者へ送付し、情報提供等連携を図っている。また、令和4年度より北部調理場管内の小中学校に対し食物アレルギー対応食(「卵」「乳」除去食)を提供し、令和6年度から南部調理場管内の小中学校へも対応食の提供を開始した。引き続き、物資選定の際には、できるだけアレルゲンの少ないものを選定する。

(9) 小中学校児童生徒学校給食費無償化事業について

少子化対策の一つとして、市立小中学校に通う児童生徒の給食費の無償化を令和5年9月から開始した。また、アレルギー等を理由に給食を欠食する児童生徒、特別支援学校及び市外小中学校へ通う児童生徒の保護者へは給食費相当額を支給する。